

# 区連会 資料 3-1

旭共募発第 50 号  
令和 4 年 9 月 16 日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和 4 年度共同募金運動へのご協力について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染が広がる中、共同募金運動の実施について、例年同様格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、募金の受付につきましては【専用払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱料金・現金手續料金加算・送金料金が無料】となります。

また、払込用紙は現在、承認手続きや印刷作業を進めておりますが、10 月 1 日までに間に合わない場合は別送させていただきます。

### 1. 募金の受付

令和 4 年 10 月 1 日(土)～令和 5 年 1 月 31 日(火)

※例年 10 月～12 月までの 3 か月間としていますが、本年度も新型コロナウイルスの影響を踏まえ期間を延長して実施します。各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて送金される場合は、事務局までご一報ください。

※窓口での受付は平日 9 時～17 時となります。

### 2. 各自治会町内会における募金目標額算出式

戸別募金目標額（赤い羽根+年末） × 各自治会世帯数  
【¥22,846,000】 区内登録世帯数【81,402】

※ 世帯数は令和 4 年 7 月現在現況届世帯数

### 3. 資材発送日

令和 4 年 9 月下旬（予定）

#### 共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第 10 章第 3 節第 112 条）

できる限り“事前に申請された配分の要望”に応えるため、財源を確保することを目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が 1 世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお取り計らいください。

（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地

電 話：392-1123

FAX：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

神奈川県共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和4年度共同募金運動の実施に伴う 戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様のご理解とご協力をいただき、戸別募金を実施したいと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、誠に恐縮ではございますが、例年同様ご協力をお願い申し上げます。

実施要領に募金活動の注意事項が掲載されておりますので、ご一読の上、無理のない範囲で募金活動へのご協力をお願いいたします。

なお、募金の受付につきましては【**同封の払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱料金・現金手續料金加算・送金料金が無料**】となります。

また、払込用紙は現在、承認手続きや印刷作業を進めていますが、10月1日までに間に合わない場合は別送させていただきます。

### 1. 募金の受付 令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)

※例年10月～12月までの3か月間としていますが、本年度も新型コロナウイルスの影響を踏まえ期間を延長して実施します。各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて送金される場合は、事務局までご一報ください。

※窓口での受付は平日9時～17時となります。

### 2. 貴会の募金目標額 **¥ 《募金額\_※四捨五入》** - (目安額)

★算出式 戸別募金目標額 (赤い羽根+年末) × 貴会世帯数【《世帯数》】

【¥22,846,000】 区内登録世帯数【81,402】

※世帯数は令和4年7月現在現況届世帯数

#### 共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第10章第3節第112条）

できる限り“事前に申請された配分の要望”に応えるため、財源を確保することを目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が1世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお取り計らいください。

裏面あり

### 3. 募金の受付（次のいずれかの方法で受付いたします）

#### 方法 ①【郵便払込】

同封した専用払込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの『郵便局窓口』でお振込みください。後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、払込用紙の通信欄に『封筒枚数』をご記入ください。

※募金が集中する時期は領収書の発行に1か月以上かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※払込1件につき10万円を超える送金に対し、郵便局によってはご依頼人の確認のため免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則の提示が要求されることがあります。募金送納の際ご面倒をおかけしますがご承知いただければと存じます。

※そのため目安額が10万円を超える自治会町内会には複数枚払込票を同封しています。

#### 方法 ②【窓口受付】

共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。

なお、領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、ご持参時に封筒枚数を窓口にてお伝えいただくか、窓口で封筒をご持参ください。受付時間は、平日9時～17時となります。（土日祝・平日夜間は受付できません）

※共同募金会旭区支会事務局で集計し、領収書を発行いたします。

※募金額・封筒枚数の集計に多少お時間をいただきます。

### 4. 募金の取扱

封筒募金では『赤い羽根（一般）』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただいております。受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

募金総額の {  
70% = 『赤い羽根（一般）』  
※10円未満の端数は『年末』へ  
30% = 『年末たすけあい』

### 5. 表彰

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。下記に該当する寄付者がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

### 6. 配布資材

別紙「令和4年度 戸別募金関連資材一覧表」をご確認ください。

※配布資料の内、あさひだより及び募金専用封筒についてはあらかじめ連合町内会長様にご記入いただいた数を送付しています。不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

※封筒に住所・氏名・金額欄がありますが記入はあくまでも任意となります。強制するものではありません。募金された方の要望で設けてあります。

**共同募金会旭区支会**（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電話 392-1123 FAX 392-0222

## 令和4年度 戸別募金関連資材 一覧表

No.	配布内容	部数
<b>自治会・町内会長様あて</b>		
1	依頼状	1枚
<b>自治会・町内会会</b>		
2	令和4年度共同募金実施要領	1枚
3	募金用（郵便局）払込用紙	●枚
4	PR用ポスター（掲示板用）	掲示板数
<b>班長・組長様用</b>		
5	封筒募金の取り扱いについて	班数
6	委嘱状・ボランティア証	班数
<b>各世帯配付用</b>		
7	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯数分）	●枚
8	募金専用封筒（ご希望数）	●枚
<b>その他（希望された自治会町内会のみ配送）</b>		
9	赤い羽根（ご希望数）	●枚
10	ありがとうステッカー（ご希望数）	●枚
11	領収書（ご希望数）	●枚

※あさひだより及び募金専用封筒枚数は各地区連合町内会長様に事前アンケートにてご回答いただいた部数です。

ご回答がなかった場合については、前年度資材数を参考にお送りしています。

配布数の不足や内容についてのお問い合わせは・・・

**共同募金会旭区支会** 事務担当: 菊地

旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内

TEL: 045-392-1123 FAX: 045-392-0222

受付時間: 平日の9時～17時

令和4年9月20日

班長・組長様

神奈川県共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘

## 令和4年度共同募金運動の実施に伴う 「戸別募金（封筒募金）」の取り扱いについて（お願い）

日頃から、共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
今年も、自治会町内会単位による『戸別募金』の実施にあたり、みなさまのご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中誠に恐縮ではございますが、次の要領により、お取り扱いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 1. 受付期間** 令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)  
※例年10月～12月までの3か月間としていますが、本年度も新型コロナウイルスの影響を踏まえ期間を延長して実施します。各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。
- 2. 募金資材** 9月下旬までに自治会町内会会長宅または事前アンケートにてご指定いただいた場所へ発送しています。各世帯への配布をお願いします。  
チラシを各世帯へ配付しない場合、回覧資料としてご活用いただければ幸いです。
- 3. 募金の目的** 共同募金は民間福祉事業の充実と、地域福祉活動推進に必要な資金確保を目的とした、皆様からの善意の募金です。  
  
※募金は任意であり、強制するものではありません。  
※募金額は強制ではなく、各寄付者の任意の額でお願いします。  
※封筒には住所、氏名、金額の記入欄がありますが記入はあくまでも任意となります。募金された方の要望で設けております。
- 4. 募金の回収** 封筒募金の回収は、各会・班独自の方法でお願いします。
- 5. 募金の取りまとめ** 回収された封筒募金は、自治会町内会ごとに取りまとめをお願いします。
- 6. 募金の受付** 募金の受付につきましては【**専用の払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』**でお手続きをされた場合、**硬貨取扱料金・現金手数料加算・送金料金が無料**】となります。

**共同募金会旭区支会**（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電話 392-1123 fax 392-0222

受付期間：平日の9時～17時

## 共同募金 Q&A

### Q 1 「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの？

A 1

どちらも共同募金会が行っている募金活動です。

「赤い羽根共同募金」は、10月1日から翌年3月31日まで実施されます。

一方、「年末たすけあい募金」はその名のとおり、年越しに向けての隣近所の助け合いがその発端になっている募金運動です。全国的な運動期間は12月1日から年末までですが、旭区ではより計画的に配分を行うために10月から開始しています。

### Q 2 募金は自発的・任意的なもの。どうして「目標額」があるの？

A 2

募金活動実施に先立ち、配分希望団体から「何をするために」「どれくらいの」募金の配分が必要かを申請していただきます。その申請内容を県民・区民の代表者からなる配分委員会で審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から出されるものが募金の目標額です。

皆様からの募金を必要とされているところへ効果的に配分するために、あらかじめ計画を設定しています。

区民の皆様には全体の目標額とともに、1世帯いくらかぐらい寄付すればその目標額を達成できるのかを算出しています。また、「どれぐらい協力すればいいの？」と聞かれたときの目安としても1世帯あたりの目標額を示しています。

ただし、「目標額」は皆様に強制や割り当てをするためのものではありません。募金は任意のものであり、お気持ちに応じて寄付していただければと存じます。

### Q 3 集まったお金はどんなことに使っているの？

A 3

「赤い羽根共同募金」は以下の①～③のように使われています。

- ① 区内で活動している家事援助等のボランティアグループや区内にある福祉施設及び地域作業所（備品の購入・建物の整備費用等）などに配分されています。
- ② 神奈川県全域を対象にして①のような団体・用途のために配分されています。
- ③ 旭区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者団体などへの助成金、災害見舞金、広報紙の発行などに使われます。

「年末たすけあい募金」は以下の①～③のように使われています。

- ①区内 19 の地区社会福祉協議会の事業費として配分されています。
- ②区内で活動している当事者団体などへの助成金として配分されています。
- ③生活にお困りの方への食糧支援などに使われます。



# 令和4年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

## 社会福祉法人神奈川県共同募金会

昭和22年、「国民たすけあい運動」として始まった共同募金は、戦後の社会的・経済的混乱の中、戦災で住居が焼失した人たちや、両親を失った子どもたちへの支援に力点が置かれました。

募金の使いみちも、時代の変化とともに、その時々々の社会情勢の中で必要とされるさまざまな福祉活動へ配分に重点を置き、近年は国内で多発する大規模災害時の被災者支援活動も主要な配分事業のひとつとして、県内の地域福祉を推進してまいりました。

現在、新型ウイルスによるパンデミックの状況下で、人と人との接する機会が制限され、経済的に困窮される方々や社会的に孤立される方々、生活や教育環境の変化を余儀なくされる子どもたちを中心に、地域の中で支援を必要とされる方々が急増しています。

神奈川県共同募金会では、企業や社会福祉協議会、NPO等と連携してコロナ禍で緊急的に支援を求めている方々への支援事業等を、令和2年3月から継続的に展開しています。

ことしの共同募金運動は、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通テーマに掲げて、昨年度に引き続き、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに“コロナ禍での緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

## I 共同募金の役割

### 1. 総合的な募金運動

共同募金とは、地域福祉事業を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

### 2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

### 3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

### 4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

### 5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

### 6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

## II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

## III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和4年10月1日(土)から3月31日(金)までの6カ月間を募金期間とします。

例年、市区町村を単位として実施する募金期間は12月末までとして、1月から3月までの3カ月間は県募金会が中心となって企業との協働事業を推進してまいりました。

しかしながら、コロナ禍の収束時期の見通しがつかない現状を踏まえて、令和4年度の市区町村を単位で実施する募金運動につきましても、令和3年度と同様に、10月1日から翌年3月31日までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

なお、寄付金は、年間を通じて受け入れを行います。

#### IV 令和4年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和4年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和4年度募金目標額(配分計画額) 12億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,220万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億769万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億2,350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,260万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
6. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
7. コロナ禍における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
8. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	335.1万円
9. 県共同募金会が行う事業	8,060.9万円
10. 市区町村支会が行う事業	5,845万円

◆ 年末たすけあい募金 3億7,780万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

#### V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力いただけるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

**募金活動はガイドラインに則り、新型コロナウイルスへの感染拡大防止に配慮して実施します。**

令和4年度共同募金運動は、寄付者である県民の皆さまはもとより、募金ボランティアの方々や共同募金関係者等のウイルス感染を防止するため、安心と信頼を担保しながら実施します。

令和2年度から続くパンデミック下の共同募金運動は、中央共同募金会が策定した「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」)に則り、これまで実施してきました。

ガイドラインでは、健康管理の徹底、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、対人距離の確保、衛生管理といった基本的事項に沿って、戸別募金・街頭募金・法人募金などの募金方法別に想定される活動状況の事例を掲載しています。

本年度、募金活動にご参加いただける募金ボランティアの方々や共同募金関係者におかれましては、引き続きガイドラインに則った募金活動を実施していただきますように、ご配慮をお願い申し上げます。

##### 1. 戸別募金



自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。なお、寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分な配慮をお願いします。

- (1) 戸別訪問により募金活動を行う場合は、適宜、手指の消毒を行い、可能であれば屋内には入らず、玄関先等でコミュニケーションをとるようにお願いします。屋内に入る場合は必要最低限の時間で退出されるようにご配慮ください。
- (2) 寄付金の収受は封筒で行うなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (3) 寄付金を収受した時に発行する所定の領収書は、後刻ポストに投函するなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (4) 高額寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。
- (5) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。  
また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (6) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。

## 2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 1カ所に寄付者やボランティアの皆さまが密集しないよう対人距離を保つことのできる場所を選定し、常にフィジカルディスタンス(物理的距離)に配慮しながら活動されるようお願いいたします。
- (2) 対面状態で大きな声を発することは控えてください。そのために拡声器等や再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなどご配慮ください。
- (3) 掲示物(ラミネート、パネル等)やチラシボックスを設置するなど、趣旨を示しつつ協力を呼び掛けるなどの配慮をお願いします。
- (4) 寄付金の収受は募金箱により行い、手渡しはできるだけ控えてください。
- (5) 赤い羽根の配布にあたっては、袋に小分けする、シートの本数を間引くなど、一枚の羽根に複数の寄付者の手が触れることがないようにご配慮ください。
- (6) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者立ち合いのもとに実施します。

## 3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業や量販店に対しては、社会福祉施設から受配申請のあったテレビ・冷蔵庫などの家電商品等を寄付してもらえるように積極的な働きかけを実施します。

## 4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。

## 5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

## 6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。

- (1) 基本は「2. 街頭募金」と共通しますが、各スポーツチームや地元自治体が示している注意事項等を踏まえたうえで、参加人数、会場レイアウトや座席配置等にご配慮ください。
- (2) 会場が屋内である場合は、定期的な換気のご配慮をお願いいたします。

## 7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

## VI 配分事業の展開

### 1. 配分審査

令和4年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和4年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

### 2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和5年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和4年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

### 3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で用途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。

## VII 寄付金の取り扱い

### 1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

### 2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

## VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。